

## 令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜

# 一般入学者選抜及び第2次募集において 長期欠席者等に配慮した選抜方式を導入します

### 新しい制度を導入した考え方

中学校等に在学中に、何らかの理由により学校に通いたくても通うことができず、長期にわたって欠席した生徒等のうち、高校入学後の学校での学びに意欲を持つ者を対象に、志願する高校への主体的な判断による出願を促すことを目的とした選抜方式を導入します。

この選抜方式での出願をした場合、入学者選抜の合否判定の資料として、個人調査報告書（調査書）を用いず、学力検査と面接（一部の学科は実技検査も実施）の結果を選抜の資料とします。

### 新しい制度の内容

#### <対象となる生徒>

保護者が県内に居住している、又は県外に居住している場合であっても転勤等による一家転住等により保護者が県内に居住する予定のある中学校3年生（義務教育学校9年生）で、中学校等に在学中に長期にわたって欠席した者等（※）のうち、高校入学後の学校での学びに意欲を持ち、当該選抜方式での出願を希望する者

※中学校等に在学中に長期にわたって欠席した者等とは？

病気、経済的理由をはじめ何らかの要因により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、いずれかの学年で欠席日数が30日以上のある者、又は欠席日数が30日未満の者のうち保健室等の校内の別室や教育支援センター等への登校等により教室での学びが十分にできていない者

#### <この選抜方式による募集人員>

特に定めない

（全日制・定時制課程の全ての学科において、各学科の一般入学者選抜及び第2次募集それぞれの募集人員の内数とする。）

#### <出願の方法等>

- ①中学校等の校長から志願先として検討している高校の校長への事前連絡
- ②受検願書に当該選抜方式での出願である旨を記入し「自己申告書」を添えて出願
- ③中学校等の校長は「状況説明書」を出願先の高校に提出
- ④当該選抜方式での出願者数は全体の出願者数に含めて発表

#### <選抜の方法>

- ・学力検査、面接及び実技検査（実技検査は一部の学科のみ）の結果を選抜の資料とする。
- ・選抜に当たっては、当該選抜方式での出願者を除いた一般入学者選抜又は第2次募集の学力検査の合格ラインを参考資料とする。

## 新しい制度に関する質問と回答

### Q この制度を導入した目的は何ですか

A 中学校等に在学中に、何らかの理由により学校を長期にわたって欠席した経験を持つ生徒の中には、高校に入ってから、気持ちを新たに学校での学びに精一杯取り組みたいと思っている人がたくさんいると思います。そのような生徒が、ためらうことなく自ら志願する高校に出願できるように、個人調査報告書（調査書）を選抜の資料として用いない選抜方式を設けました。

### Q どのような生徒が出願の対象となるのですか

A 中学校等のいずれかの学年で、何らかの理由により年間 30 日以上欠席日数があり、この選抜方式での出願を希望する生徒が対象となります。また、年間 30 日未満の欠席日数であっても、その出席日数の相当数が保健室等の校内の別室や教育支援センター等での学びであり、教室での学びが十分ではなかったと感じられる生徒も対象となります。いずれも在籍する中学校等の先生と十分に相談した上で、出願に当たっては、中学校等の校長先生から志願する高校の校長先生への事前連絡が必要となります。

### Q この選抜方式での出願を希望すれば、誰でも出願することが可能ですか

A この選抜方式での出願の対象は、長期にわたる欠席等によって教室での学びが十分にできていない生徒となります。出願を希望する場合、中学校等に在学中の学びの状況を中学校等の校長先生により「状況説明書」に記載してもらい、出願書類の一つとして提出する必要があります。

### Q 1 年間の欠席日数が 30 日未満の場合は、出願することができないのですか

A 上記のとおり、年間 30 日未満の欠席日数であっても、その出席日数の相当数が保健室等の校内の別室や教育支援センター等での学びであり、教室での学びが十分ではなかったと感じられる生徒も対象となります。

### Q 出願の際に必要な書類はありますか

A 志願者本人及び保護者の記載による、中学校等に在学中の学びの状況と高校での新たな学びに向けた抱負や将来の希望等を記した「自己申告書」の提出が必要です。また、中学校等の校長先生の記載による「状況説明書」の提出が必要です。

### Q どのような基準で選抜されるのですか

A 個人調査報告書（調査書）を選抜の資料とせず、学力検査、面接及び実技検査（実技検査は一部の学科のみ）の総合点により選抜します。選抜に当たっては、この選抜方式での出願者を除いた一般入学者選抜又は第 2 次募集の学力検査の合格ラインを参考資料とします。

### Q この選抜方式で合格した場合、高校入学後も教室以外の場所で学習が可能ですか

A この選抜方式は、高校入学後に気持ちを新たに学校での学びに精一杯取り組みたいと思っている生徒が、ためらうことなく自ら志願する高校に出願できることを促すために導入した制度です。したがって、高校入学後に教室以外の場所で学習することを前提としたものではありません。